

競 技 運 営 細 則

三原市テニス協会

1. 目的

大会等の円滑な運営に資するために、この競技運営細則を制定する。
その他ここに定めのない事項は、J T A「テニスルールブック」による。

2. 改廃

この細則は、その改廃について理事会で承認を得るものとする。

3. 大会参加資格

- a. 三原市テニス協会の主催する大会の参加資格はつぎのとおりとする。
「オープン」…他都市の協会員も参加できる。
「フリー」……参加に制限はない。

4. 大会参加費

当協会会員 シングルス ￥1,500- ダブルス ￥2,000- (1ペア)
他市町会員 シングルス ￥3,000- ダブルス ￥4,000- (1ペア) とする。

5. レフェリー

- a. 各大会には、レフェリー、アシスタントレフェリーを置き、大会を公正に運営する。
- b. 大会開催要項にレフェリー、アシスタントレフェリーを明示する。

6. 組み合わせ

- a. レフェリーは、参加申込み締切後、担当理事を招集し、ドロー会議を開催する。
- b. ドローのシード順位は、J O Pランク、各市のランキング、昨年の大会成績、近日の諸大会の成績等を参考に決定する。

7. 表彰について

- a. 参加数が4未満のクラスは不成立とする。
- b. 上位大会の予選には表彰はしない。
- c. 参加数が4～7のクラスは1位のみ表彰
参加数が8～15のクラスは1位と2位を表彰
参加数が16以上のクラスは1位～3位を表彰 (3位決定戦なし)
- d. 1位の賞品は、エントリー費の2倍以上を目安とする。

8. 登録について

- a. 登録の級は、A, B, C, Dの4クラスとする。
- b. 登録は、県テニス協会と三原市テニス協会の2本立てとする。
- c. 県登録と市登録のランク差は、2差以内とする。
- d. その年度に一度登録した人は、途中で退会しても加盟金、年会費の対象となる。
- e. 年度の途中で追加して登録したいときは、追加した名簿を事務局に送付する。

9. 昇格について

- a. B級, C級, D級では、4大会 (三原市ダブルス大会、三原オープンシングルス大会、三原

オープンダブルス大会) についての次の成績者は、翌年度、市の登録を1つ上げなければならない。

昇格者は、その大会の各級のドロースタッフ数による。

「シングルス大会」

- | | |
|-------------------------|----------|
| ② 20ドロースタッフ以下 | 1位のみ昇格 |
| ② 21ドロースタッフ～40ドロースタッフ以下 | 1位、2位が昇格 |
| ③ 41ドロースタッフ以上 | ベスト4が昇格 |

「ダブルス大会」

- | | |
|---------------|----------|
| ① 30ドロースタッフ以下 | 1位のみ昇格 |
| ② 31ドロースタッフ以上 | 1位、2位が昇格 |

- b. 三原市オープンシングルス大会、オープンダブルス大会について、当協会登録者以外の上記成績者は、翌年度4大会すべてについて、1つ上の級へ出場しなければならない。
- c. MIXダブルス大会の各級の1位は、同大会について、翌年度から1つ上の級へ出場しなければならない。なお、ペアを変更しても同様である。ただし、市・県の登録の級を上げる義務はない。
- d. 自己申告により昇格することもできる。
- e. その他理事会にて昇格と認められた者。

10. 降格について

降格については、当年度最終大会終了後、下記のいずれかの条件が満たされた場合に資料を添えて協会に申請し、理事会にて承認されたとき認められる。

- ① 3大会（三原オープンシングルス・ダブルス、三原市ダブルス）連続初戦敗退
- ② 3年間協会主催の大会にエントリーしていない者（団体戦は除く）
- ③ 50歳以上の者（登録年の1月1日現在）
- ④ その他理事会にて降格と認められた者

降格希望者は、当年度最終大会終了後、11月30日までに協会の降格届にて申請を完了のこと

11. 大会運営について

- a. 開催事業計画書は、開催日の2か月前までに事務局に送致すること。
- b. ドロースタッフ表は、開催日の1週間前までに各申込者に届くように送付すること。
- c. 大会運営には、理事会で決めた担当理事等がこれに当たり、レフェリーは試合終了後、事務局に開催事業報告書、試合結果表、収支報告書等を提出し、大会の精算を行う。
- d. 運営要員（レフェリー、アシスタントレフェリー、スタッフ）には、弁当代として一人当たり1,000円を支給できる。

12. 服装について

選手の服装は、JTA「テニスルールブック」による。

13. 大会等の後援について

三原市テニス協会主催、主管の大会以外に大会、行事等を後援することができる。
後援を希望するときは、予め後援依頼書を協会に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

施行：1999.12.15～

改1：2001.01.1

改 2 : 2001. 12. 26

改 3 : 2006. 12. 28

改 4 : 2007. 12. 28

改 5 : 2017. 1. 21

改 6 : 2022. 1. 22

改 7 : 2023. 1. 21